

福島県から事業者様へ大切なお知らせ

令和2年4月1日より

採石法の適用を受ける土砂の基準が一部変わります

第三紀層※1に該当する地層から土砂を採取する場合、現在はある程度固まった土質が

現れた段階で採石法による認可を必要としています。令和2年4月1日より、第三紀層に

該当する地層から土砂を採取する場合は、全て※2採石法による認可が必要になります。

名 称			説 明	摘 要	
A	B	C			
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫 (G) 礫質土 (GF)
	砂質土及び砂	砂	バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂 (S)
		砂質土 (普通土)	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)
	粘性土	粘性土	バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト (M) 粘性土 (C)
高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの。	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト (M) 粘性土 (C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土 (O)	
岩	岩塊	岩塊	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるものを玉石とする。	玉石まじり土、 岩塊起砕された岩、 ごろごろした河床	
	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~ 2,800m/sec
			II	凝灰質で強く固結しているもの。 風化は目にそって相当進んでいるもの。 き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	
	硬岩	硬岩	中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。	地山弾性波速度 2,000~ 4,000m/sec
I			花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3,000m/sec以上	
II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。 風化していない新鮮な状態のもの。 き裂が少なく、よく密着しているもの。				

※1 第三紀層とは？

新生代前期の地層であり、福島県では主に浜通りに分布します。

※2 粒径 300mm 以下で、流水等の影響で丸みを帯びた状態で堆積したものは、砂利採取法の適用を受けます。

令和2年4月1日より、この部分に該当する土砂を採取するときも、採石法の認可が必要になります。

令和2年3月末まではこの範囲（風化した岩石を含む）で採石法の認可が必要です。

(福島県土木工事共通仕様書 土木工事編 I)

福島県商工労働部企業立地課

なぜ変更するの？

第三紀層は、地表付近は砂状であっても、掘り進んでいくとある程度固まった土質が現れるようになります。現在の運用では、ある程度固まった土質が現れた段階で突然採取を中断しなければならず、また、そのまま掘り進めると違法採取となるリスクがあります。こうした採石業者が負うリスクを回避し、継続的に採取をしていただけるよう、運用を変更するものです。

土砂採取をするためには？

手順1 採石業者の登録（採石法第32条）

県知事より採石業者登録を受けなければなりません。

なお、登録を受けるに当たっては、事務所ごとに「採石業務管理者」の資格をもった者を配置しなければなりません。

手順2 採取計画の認可（採石法第33条）

登録を受けた採石業者が実際に採取を行う場合には、採取場ごとに採取計画を定め、県知事（採取場が白河市内の場合は白河市長）の認可を受けなければなりません。

お問い合わせ

採石法に関する諸手続等について、詳しくは次の担当窓口までお問い合わせください。

採石業の登録に関すること

商工労働部企業立地課 電話 024-521-7882

採取計画の認可に関すること

- 砕石及び工業用原料の採取について
商工労働部企業立地課 電話 024-521-7882
- 石材、風化岩及び土砂の採取について
県北地方振興局 地域づくり・商工労政課 電話 024-521-2658
県中地方振興局 地域づくり・商工労政課 電話 024-935-1292
県南地方振興局 地域づくり・商工労政課 電話 0248-23-1546
※白河市の区域については白河市産業部商工課 電話 0248-22-1111
会津地方振興局 地域づくり・商工労政課 電話 0242-29-5292
南会津地方振興局 地域づくり・商工労政課 電話 0241-62-5265
相双地方振興局 地域づくり・商工労政課 電話 0244-26-1117
いわき地方振興局 地域づくり・商工労政課 電話 0246-24-6007